



令和2年分の確定申告が始まります

※新型コロナウイルス感染症対策のためにも、申告会場に来場せず、ご自宅などからのe-tax(電子申告)にご協力ください。

※申告期間中、どうしても日中に申告ができない方は、事前予約の上、夜間に受付いたしますので、問い合わせ先までご連絡ください。(最終日の受付はいたしません。)

受付会場

網走税務署
小清水町中央公民館
(受付時間：午前9時～午後4時)
※受付会場が変更となります

確定申告が必要な方

- ① 事業所得・不動産所得・譲渡所得などがある方
- ② 外交員、集金人、検針員の方
- ③ 給与による収入金額が2千万円を超える方
- ④ 給与を1か所から受けていて、各種所得金額(給与所得・退職所得を除く)の合計が20万円を超える方
- ⑤ 給与を2か所以上から受けていて、年末調整をしなかった給与

確定申告で税金が還付される場合があります

- ① 多額の医療費(総所得金額が20万円以上の場合には10万円以上)を支払った場合
- ② 住宅ローンを利用して、マイホームを取得(新築、増築)した方
- ③ 年の途中で退職し、年末調整を受けなかった方：など

公的年金などの収入がある方の税申告について

公的年金などの収入金額が40万円以下で、その他の所得金額が20万円以下の方は確定申告が不要となります。(還付を受ける方は、申告が必要です。)

町道民税申告について

所得税の確定申告は不要でも、次の要件に該当する方は町道民税申告をお願いします。

- ① 給与収入または年金収入以外

新型コロナウイルス感染症に関する給付金などについて

新型コロナウイルス感染症対策事業による給付金などは、事業所得などの課税所得となるものがありますので申告の際は、ご留意願します。

課税
・ 持続化給付金(国)
・ 家賃支援給付金(国)
・ 雇用調整助成金(国)
・ 休業協力・感染リスク低減支援金(道)
・ 経営持続化臨時特別支援金(道)
・ テイクアウト事業費補助金(町)
・ 個人事業者等支援事業費支援金(町)

非課税
・ 特別定額給付金(国)
・ 子育て世帯への臨時特別給付金(国)
・ 低所得のひとり親世帯への臨時特別給付金(国)
・ 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金(国)
・ 新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金(介護・医療・障がい)(道)
・ 学生の暮らし応援事業給付金(町)

の所得がある場合

- ② 扶養控除・社会保険料控除・生命保険料控除・医療費控除などを追加する場合

申告に必要なもの

- ① 印鑑
 - ② 源泉徴収票(給与、年金など)
 - ③ 生命保険・地震保険・国民年金などの各種証明書
 - ④ 医療費通知書・医療費の明細書
 - ⑤ 還付申告の方は金融機関の口座情報
 - ⑥ 税務署から申告書が送付された方はその申告書
 - ⑦ 本人確認書類(免許証などの写真)
 - ⑧ マイナンバーのわかるもの(マイナンバーカード、通知カードなど)
- ※マイナンバーカードをお持ちの方は本人確認書類と兼ねることができます。



税制改正による主な変更点

令和2年分の所得税確定申告から

- ① 青色申告特別控除額が変わります。(現行65万円↓改正後55万円)
 - ② 基礎控除額が変わります。(現行38万円↓改正後48万円)
 - ③ 現行の65万円の青色申告特別控除の適用要件に加えてe-taxによる申告(電子申告)又は電子帳簿保存を行うと、引き続き65万円の青色申告特別控除が受けられます。
- ※役場受付の確定申告では、青色申告決算書などのデータを送信することはできないため、65万円の控除を受けられません。

役場からのご依頼

医療費控除に使う領収書は整理してお持ちください

例年、医療費控除については、領収書の整理や職員による控除額の計算に時間を要し、申告者皆様の待ち時間が長くなっております。役場で医療費控除の申告をされる方は、医療費通知書、もしくは

お問い合わせ先

網走税務署
小清水町役場 町民生活課税務係

☎ 0152(43)2181
☎ (62)4479(直通)